

福島県発注工事における社会保険加入対策について

建設業者の社会保険加入促進のため、県発注工事を施工する建設業者（下請を含む）の皆様におかれましては、以下の遵守・徹底をお願いします。

- 1 下請には社会保険加入者を選定してください。
- 2 元請・下請とも、下請契約（変更含む）にあたっては、あらかじめ見積書・契約書を取り交わすとともに、そこに法定福利費を明示することを改めて徹底してください。

（※ 3、4 は平成30年4月契約分から適用）

- 3 県発注工事の施工体制台帳には、各下請契約ごとに契約金額及び法定福利費の額を記載することとします。
- 4 県から直接工事を請け負った元請は、契約（変更含む）にあたり、県に対して法定福利費の額（下請分含む）を明示した請負代金内訳書を提出することとします。（軽微な工事を除く）



◎留意事項

- ① 県から直接工事を請け負った元請は、上記について各下請を指導してください。
- ② 社会保険とは、雇用保険、健康保険、厚生年金保険の3つを指します。また、加入義務のない方は加入者とみなします。加入すべき保険については、国土交通省ホームページ「建設産業・不動産業：建設業の社会保険加入対策について」（以下「国交省HP」）を参照してください。
http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000080.html
※国交省HP－「2 知りたいことを探す」－「1 事業所形態別の社会保険の加入義務」参照
- ③ 法定福利費の算定にあたっては、上記国交省HPの資料を参考にしてください。
※国交省HP－「2 知りたいことを探す」－「4 法定福利費を内訳明示した見積書」参照
- ④ 下請契約書への法定福利費明示については任意の方法で結構ですが、建設工事標準下請契約約款（中央建設業審議会策定）や民間（旧四会）連合協定工事請負契約約款に定めるとおり、「契約時に請負代金内訳書を取り交わし、そこに法定福利費を明示する」方法を標準としてください。

なお、福島県元請・下請関係適正化指導要綱、福島県工事請負契約約款（以下「約款」）を改正しましたのでお知らせします。

※各規定は、福島県入札監理課のホームページでご確認ください。

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01115c/nyusatsu-4.html>

※約款については、この他、遅延利息の率を改正することがあります。改正がある場合は、平成30年3月下旬に同ホームページでお知らせします。

〈お問い合わせ先〉福島県入札監理課（直通：024-521-7899 FAX：024-521-9727）